

道路運送法改正の概要

改正前

改正後

乗合(複数の契約)		乗合以外(1個の契約)	
4条乗合	路線を定めて定期に運行する 自動車により乗合旅客を運送する 一般旅客自動車事業	4条貸切	4条乗合又は4条乗用車以外の 一般旅客自動車輸送事業
路線バス			
4条コミバス			
21条貸切乗合	21条コミバス(10人以下) デマンド交通(区域運行) 乗合タクシー(「風ぐるま」10人以下) 工事運休代替バス	4条乗用	一個の契約により乗車定員10人以下 の自動車を貸し切って旅客を運送する 一般自動車運送事業

乗合(複数の契約)		乗合以外(1個の契約)	
4条乗合	乗合旅客を運送する 一般旅客自動車事業 11人以上(地域公共交通会議で協議が 調っている場合は11人未満でも可能) 路線バス 4条コミバス コミュニティバス デマンド交通 乗合タクシー(「風ぐるま」)	4条貸切	一個の契約により乗車定員11人以上 の自動車を貸し切って旅客を運送する 一般自動車運送事業
21条乗合(貸切・乗用)	災害時緊急時 一時的な需要のため許可を受けた 地域・期間を限定した輸送 工事運休代替バス	4条乗用	一個の契約により乗車定員11人未満 の自動車を貸し切って旅客を運送する 一般自動車運送事業